

令和7年度京都市障害者支援施設指導監査実施要領

1 目的

本要領は、社会福祉法第70条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第85条の規定に基づき、障害者支援施設の長に対して行う指導監査に関する基本事項を定めることにより、適正な事業運営及び施設運営を図ることを目的とする。

2 指導監査の種類及び実施方法

指導監査は「一般監査」と「特別監査」とし、関係書類を閲覧し、関係者からヒアリング方式で行う。

(1) 一般監査

一般監査は、原則として、年に1回、実地において実施する。

ただし、前年度の一般監査（指定障害者支援施設に対する運営指導を同時実施）の結果、特に重大な運営上の問題点が認められなかった障害者支援施設については、当該年度の一般監査を省略し、さらに、適正な運営がおおむね確保されていると認められる障害者支援施設については、当該年度及び次年度における一般監査を省略する。

(2) 特別監査

特別監査は、次のいずれかに該当する場合に行う。

ア 事業運営及び施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき

イ 最低基準に違反があると疑うに足りる理由があるとき

ウ 度重なる一般監査によっても是正の改善が見られないとき

エ 正当な理由なく、一般監査を拒否したとき

3 指導監査の主眼事項及び着眼点

本年度指導監査の主眼事項及び着眼点については、「障害者支援施設等の主眼事項及び着眼点」（別紙1）による。

4 指導監査の体制

指導監査は、原則として、係長級以上の職にある者を班長とし、同班長を含む2名以上の職員をもって指導監査班を編成し、実施する。

5 一般監査日程等

(1) 事前提出資料（別紙2）の提出期限

令和7年8月1日（金）

(2) 一般監査実施日

令和7年9月1日から令和7年3月31日までの期間で別に定める日（原則として障害者総合支援法に基づく運営指導も併せて実施する。）

6 指導監査結果

(1) 指導監査の結果については、その当日に担当者が口頭で指導を行い、特に是正又は改善を必要とする事項については後日、文書で通知を行う。

なお、指導監査の当日に指導した事項以外にも、追加して指導することがある。

(2) 施設は、指導した事項については是正又は改善を図るとともに、文書で通知した事項については、その具体的な是正又は改善措置の状況を指定期日までに文書で京都市長に報告するものとする。

(3) 適正な運営を欠いている施設及び改善の指導を再三にわたって行っているにもかかわらず、なお必要な改善措置等が講じられない施設は、個々の事例に応じ、社会福祉法第71条等の規定により、改善命令等所要の措置を講じるものとする。

7 結果の公表

指導監査の結果については、施設名、文書での指摘事項の内容、監査実施日及びその改善状況を保健福祉局保健福祉部監査指導課ホームページに掲載するものとする。